

春日市設計変更ガイドライン（案）  
（建築工事編）

令和4年4月制定

春日市

## 目次

1	ガイドラインについて	・・・P	1
1-1	建築工事の特徴		
1-2	適切な設計変更の必要性		
1-3	設計変更ガイドラインの策定		
2	用語の定義	・・・P	2
3	設計変更に関する留意事項	・・・P	2
3-1	受注者の留意事項		
3-2	発注者の留意事項		
4	設計変更が不可能なケース	・・・P	3
5	設計変更が可能なケース	・・・P	4
5-1	契約約款第 18 条（条件変更等）に該当		
5-2	契約約款第 19 条（設計図書の変更）に該当		
5-3	契約約款第 20 条（工事の中止）に該当		
6	設計変更手続きフロー	・・・P	6
6-1	全体		
6-2	18 条関係		
7	関連事項	・・・P	8
7-1	仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について 【「指定」・「任意」の考え方		
7-2	設計図書の訂正又は変更		
7-3	契約変更（工期・請負代金額の変更）		

# 1 ガイドラインについて

## 1-1 公共工事の建築物の特徴

建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に考慮しながら設計された目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。

また、工事の進捗と共に、発注時に予見できない施工条件や環境の変化等が起こり得る。

## 1-2 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念には、「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金を定める公正な契約を締結」することが示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示し、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。」が規定されている。

## 1-3 設計変更ガイドラインの策定

公共工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計から変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、発注者と受注者の役割（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者が共に、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分に理解しておく必要がある。

なお、設計変更ガイドラインは一般的な考え方を示すものである。

## 2 用語の定義

設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する。

- ◆ 「設計図書」：春日市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第1項に規定する「特記仕様書」、「図面」、「共通仕様書」、「現場説明書」及び「現場説明に対する質疑回答書」をいう。「数量内訳書」は参考として公表しており設計図書には含まれない。
- ◆ 「設計変更」：契約約款第18条又は第19条の規定により設計図書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- ◆ 「契約変更」：契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金の変更の契約を締結することをいう。
- ◆ 「軽微な設計変更」：下記に掲げる以外のものをいう。（設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて 昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2参照）
  - ア 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
  - イ 新工種に係るもの
  - ウ 単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額（当初）の20%を超えるもの。

## 3 設計変更に関する留意事項

### 3-1 受注者の留意事項

- ◆ 受注者は、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を請求しなければならない。
- ◆ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際にはその都度監督員と協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざる得ない場合もあることから、受注者はその協議すべき事実が判明した場合、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ◆ 受注者は、発注者からの指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。
- ◆ 数量内訳書は参考として公表しており設計図書には含まれないため、設計図書と数量内訳書の相違は原則として設計変更の対象にはならない。

### 3-2 発注者の留意事項

- ◆ 発注者は、契約約款第 18 条第 2 項に基づく調査を行った場合、第 3 項により調査の結果を取りまとめ、調査の終了後 1 4 日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。
- ◆ 発注者は、関係機関との調整後速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ◆ 発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたるものとする。
- ◆ 設計変更において、発注者は、当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）
- ◆ 次のいずれかに該当する工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途契約とする。
  - ① 変更見込金額の累計が当初請負代金額の 3 0 % を超える場合。
  - ② 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合。
  - ③ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合。
- ◆ 設計変更に伴う契約変更は、変更の必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に限り、各会計年度末及び工期末に行うことができるものとする。
- ◆ 一つの工事現場において、分離発注等で複数の工事が施工される場合において、一工事の設計変更を行う際には、他の工事についても設計変更の検討を行う。

## 4 設計変更が不可能なケース

### 【基本事項】

下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。ただし、契約約款第 27 条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りでない。

- (1) 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 契約約款第 18 条～第 25 条、公共建築工事標準仕様書 1.1.8～1.1.10 に定められている所定の手続きを経していない場合。
- (3) 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする。）を踏まえずに施工した場合。

## 5 設計変更が可能なケース

### 5-1 契約約款第 18 条（条件変更等）に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）

- 例) ・ 工事施工上必要な材料名が、図面ごとに一致しない場合
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）

- 例) ・ 図面の記載内容が読み取れない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 4 号）

- 例) ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ・ 施工中に設計図書に示されていない石綿含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
  - ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約約款第 18 条第 1 項第 5 号）

- 例) ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

## 5-2 契約約款第 19 条（設計図書の変更）に該当

発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合  
（補足）発注者は、予定している追加工事がある場合には、予め受注者にその内容を設計図書で示すのが望ましい。

## 5-3 契約約款第 20 条（工事の中止）に該当

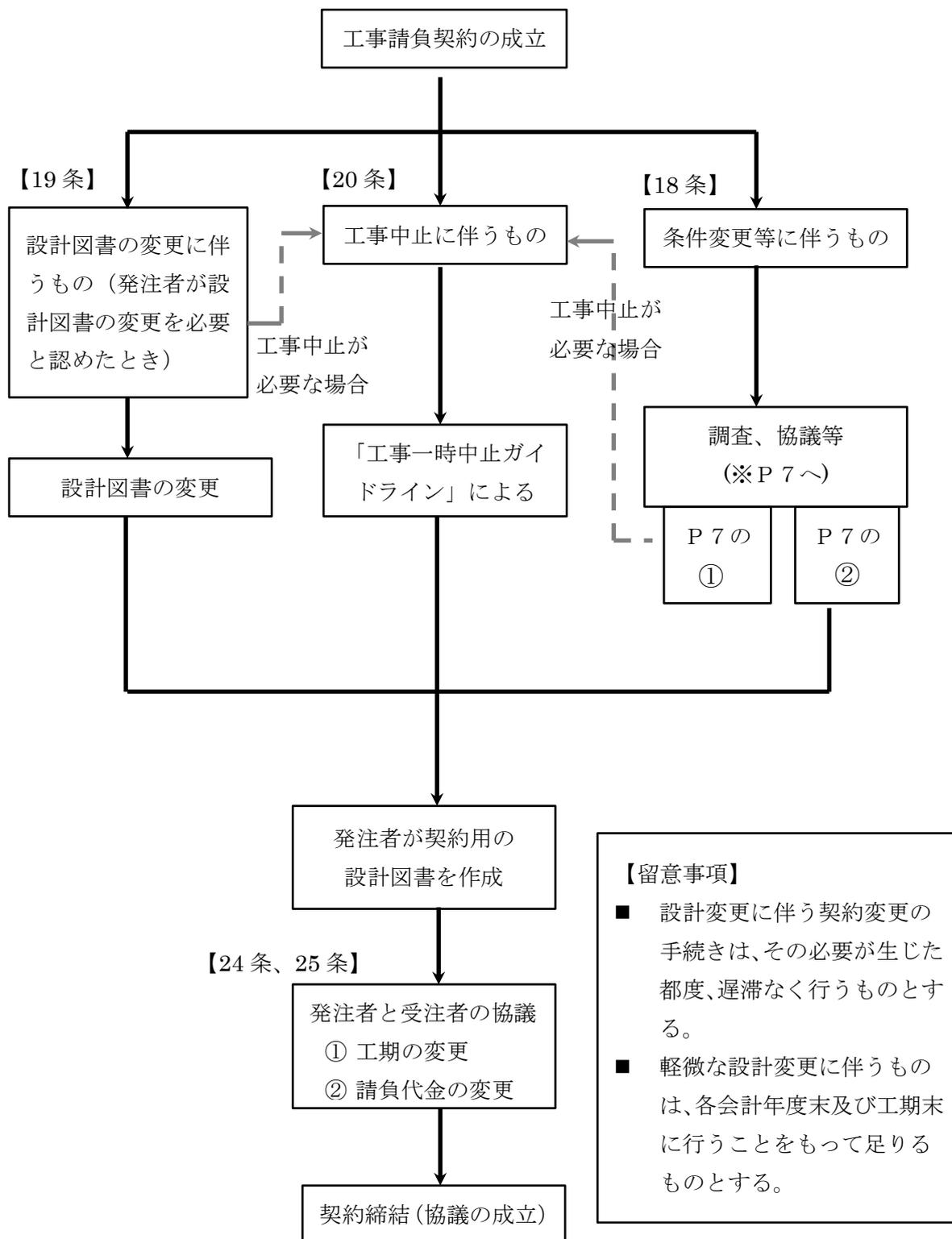
受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。この場合において、発注者は、必要に応じて工期を延長し、また受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときは、その費用を負担しなければならない。

※詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

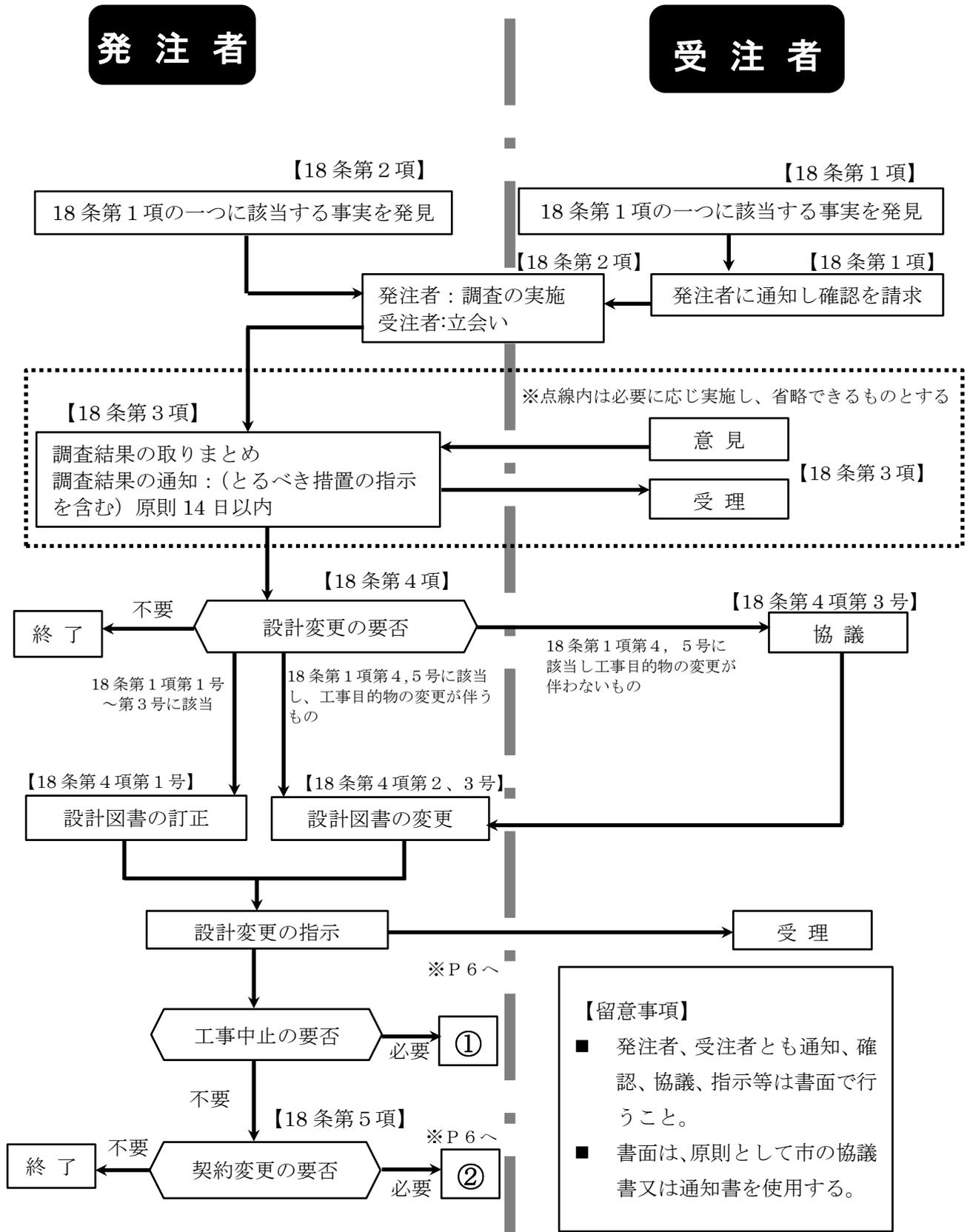
なお、第 20 条にかかわらず、受注者は第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第 30 条（不可抗力による損害）その他も参照する。

## 6 設計変更手続きフロー

### 6-1 全体フロー



## 6-2 18条関係フロー



## 7 関連事項

### 7-1 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

公共工事の設計変更に関しては、「指定」「任意」の概念を理解しておくことが重要であり、契約約款第1条第3項では、施工方法等は設計図書で指定されない限り受注者の裁量に委ねられる。これが「任意」であり、自主施工の原則とされている。発注者は、この区分けに留意して設計図書を作成しているため、単純には「指定」は設計変更の対象であり、「任意」は対象外となる。以下、設計変更の際の「指定」と「任意」の考え方を整理する。

#### (1) 「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手續については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている（契約約款第1条第3項）。これは「自主施工の原則」ともいう。

#### (2) 「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」という。

#### (3) 「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。「指定」以外は、「任意」という。

## 【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない（※1）	変更にあたって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正は必要）	設計変更の対象とならない	

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

### 7-2 設計図書の訂正又は変更

契約書では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

（条件変更等）

#### 第18条

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

### 7-3 契約変更（工期・請負代金額の変更）

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、契約約款第 24 条及び第 25 条に基づき、工期・請負代金の変更又は損害を及ぼした時の必要な費用の負担は発注者と受注者とが協議して定める。

#### 【留意事項】

- (1) 契約変更にあたっては、発注者と受注者は対等な立場であること、また、発注者と受注者の関係において誤解を与えないよう、お互いの合意に基づいて公正な手続きを行うこととする。
- (2) 契約変更のもととなる設計変更の内容について十分精査し、設計図書の訂正又は変更が発生した場合は、適正に契約変更を行うこととする。